

島原市3世代ファミリー応援事業（出産祝い制度） 実施要項

1. 3世代ファミリー応援事業（出産祝い制度）の概要

島原市では、家族の絆の醸成と子育て支援を促し、出生数の増加及び定住促進につなげるため、3世代居住となる世帯に対し、予算の範囲内において出産祝いの支給を行います。

2. 出産祝いの対象

出産祝いの対象者は、次の全てに該当する者です。

- | |
|--|
| ① 平成31年4月1日以後に赤ちゃんが生まれ、3世代家族となっていること。
(既に3世代家族で、平成31年4月1日以後に赤ちゃんが産まれた場合も含む) |
| ② 3世代家族全員が市区町村民税・都道府県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税（料）を滞納していない者であること。 |
| ③ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと。 |
| ④ 3世代家族全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員でないこと。 |

3. 出産祝いの内容

出産祝いの内容は31年4月1日以後に産まれた赤ちゃん1人につき、島原の特産品2万円相当分を支給するものとする。

4. 出産祝いの申請

(1) 申請期間

赤ちゃんが産まれた日から起算して90日以内に申請をお願いします。

(2) 申請方法

申請するときは、次の書類を市役所政策企画課までご提出ください。

① 島原市3世代ファミリー応援事業（出産祝い制度）支給申請書（様式第1号）
② 平成31年4月1日以後に生まれた赤ちゃんについて記載された母子手帳の写し
③ 住所異動履歴及び税情報の調査についての同意書（別紙）
④ その他市長が必要と認める書類

（3）出産祝いの決定

申請書類提出後、市で審査を行い、出産祝いの支給を決定したときは、申請者に通知します。

（4）出産祝いの請求

出産祝いを請求するときは、出産祝いの支給決定通知書とともに送付する「しまばら特産品カタログ」から、2万円相当分の特産品を選び、次の書類に記入後、市役所政策企画課までご提出ください。

① 島原市3世代ファミリー応援事業（出産祝い制度）支給請求書（様式第3号）

5. その他

（1）出産祝いの返還

偽りその他不正な手段で出産祝いの支給を受けたときは、その決定を取り消し、既に支給した出産祝い相当額の全部又は一部について、返還を求める場合があります。

<p>【問い合わせ先】 〒855-0866 島原市南下川尻町7番地4（雲仙復興事務所2階） 島原市役所 市長公室 政策企画課 島原ふるさと創生本部 TEL:0957-62-8012 FAX:0957-62-8115</p>
